

調査票 記入要領

本調査の対象になる「指定添加物」の範囲は、

食品衛生法施行規則別表第 1 に収載されている指定添加物全品目です。

(1) 製造量の対象は、〔食品添加物〕の文字が表示されて出荷されたもの、食品添加物製剤の製造に自家使用されたもの及び食品製造用に自家使用されたものです。

(2) 輸入量の対象は、食品添加物として輸入された食品添加物原体、及び輸入された食品添加物製剤中に配合されている食品添加物原体（の量）です。

補足として、事業内容（添加物原体/製剤の調達法、使用法）別に調査記入箇所を示した一覧表を本記入要領に続いて掲載しています。貴社の事業内容がどれに該当するかをご確認の上、記入の要否、記入箇所をご判断下さい。

本調査の製造量、輸入量とは、

その添加物の原体の数量を意味しています。原体とは、調査対象品目そのものに該当するものを指します。

資料 5 に、指定添加物名（食品衛生法施行規則別表第 1 に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表があります。本調査の食品添加物原体は、この一覧表のいずれかの品名に該当します。

本調査は、「指定添加物原体」としての出荷量及び自家消費量を調査するものです。食品添加物原体の貴社における令和 7 年度（原則として、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日としますが、貴社の会計年度が異なる場合は、令和 7 年 4 月 1 日を含む会計年度 1 年間）の量について、お答え下さい。

資料 5 の品名番号一覧表の「No.」欄に枝番の付された食品添加物（亜鉛塩類、オルトフェニルフェノール、クエン酸カリウム、銅塩類、二酸化ケイ素及び一部のタール系の色素）には、それぞれ二つの食品添加物が含まれています。それらは別々の食品添加物とみなし記入して下さい。

単位は（kg）で枠内の位置に合わせて数値を記入して下さい。

数値は、25,000kg、1,700kg などの上位 2 桁程度の概数で結構です。（以下の数値は、すべて同じに扱って下さい）

例：

24,750 kg → 25,000 kg

637 kg → 640 kg

記入欄は、食品添加物原体あたり一行となっています。記入欄が足りないときは、行単位でコピーして記入して下さい。

①：依頼メールまたは郵送書類に記載されている貴社の「企業番号」を記入して下さい。
本社で各製造所の分もまとめられたときには、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。

②、③：貴社名、所在地を記入して下さい。

④～⑧：本調査票をご記入頂いたご担当者の所属部署、お名前、連絡先を記入して下さい。

⑦FAX 番号は未記入でも構いません。

⑨：本調査期間に、他社から「食品添加物」と表示された原体を購入し、これをそのまま小分けして、または自社で製剤化して食品添加物として出荷（販売）された場合、あるいはすべての食品添加物原体について製造も輸入もしていない場合は、「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を、「今後も該当しない」場合はその理由であてはまる項目に○印を記入して下さい。

⑩、⑪：添付されている「品名番号一覧表」（資料5）に記載された食品添加物番号、食品添加物品名を記入して下さい。

⑫：製造量

「製造量」とは貴社が（該当の1年間に）食品添加物として原体を製造し、[食品添加物]と表示して、食品メーカーまたは食品添加物メーカーに出荷した、あるいは自家消費された量を意味します（[食品添加物]の表示をしたものの出荷であれば、プラスチック用途や化粧品用途等に使用される分も含みます）。また、食品添加物でない粗製品を購入し、または輸入し、精製して[食品添加物]と表示して製造出荷された場合を含みます。但し、食品添加物の規格基準に適合しますが、化学薬品（[食品添加物]の表示をしないもの）として、工業用、医薬品用、化粧品用、飼料用などに出荷または自家使用された量は含めないで下さい。貴社が製造を他社に委託している場合には、その委託先企業に対して調査票が届いていないことがありますので、貴社分と合わせてご記入下さい。

製造における原体の定義

1. 貴社で、合成品原料、食品添加物（新たな食品添加物原体を製造するための原料として使用するものに限る。）、または天然物原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体
2. 貴社で、化学薬品を購入して、貴社で、精製等を行うことにより n 規格基準に適合する食品添加物原体とした食品添加物原体

資料5 の品名番号一覧表の「換算基準」欄に換算に関する記載、または「*」の記載がある場合は、それぞれ下記の4つの基準で換算して、記入して下さい。

換算単位が記載されていない品目については、そのままの数量を記入して下さい。

1. 「換算基準」欄に換算に関する記載がある場合は、それぞれの基準で換算して下さい。
2. 「品名」欄に「*」印のある次の品目は、水溶液にも成分規格があるが、いずれも100%に換算して下さい。
酢酸(氷酢酸30%)、水酸化カリウム液(表示量から換算)、水酸化ナトリウム液(表示量から換算)、D-ソルビトール液(70%として換算)、ピロリン酸第二鉄液(3.0%として換算)
3. 「品名」欄に「**」印のある次の2品目については、それぞれ右の欄の換算値を含めて調査票に記載して下さい。
ピロ亜硫酸カリウム : 亜硫酸水素カリウム液を含める。(100%に換算)
ピロ亜硫酸ナトリウム : 亜硫酸水素ナトリウム液を含める。(100%に換算)
4. 「品名」欄に「*3」印のあるビタミンA及びビタミンA脂肪酸エステルは、いずれも、次式により、ビタミンAパルミチン酸エステルとして換算して下さい。
式:「ビタミンAとしての重量パーセント(表示)」×1.832

⑬ 輸入量

「輸入量」とは、貴社が(該当の1年間に)食品添加物原体を輸入し、[食品添加物]と表示して食品メーカーまたは食品添加物メーカーに出荷された量、または自家消費された量を意味します。輸入量の中には原体の製剤(複数の原体からなる製剤を含む)を輸入し、そのまま、または加工して食品添加物として出荷された場合、その製剤中に含まれる各原体の量を含みます。個々に原体量に換算して記入して下さい。貴社が輸入を他社に委託している場合には、その委託先企業に対して調査票が届いていないことがありますので、貴社分と合わせてご記入下さい。

国内の他社から[食品添加物]と表示された原体を購入し、これをそのまま小分けして、または自社で製剤化して食品添加物として出荷(販売)された場合は記入不要です。

輸入における原体の定義

1. 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体として輸入した食品添加物原体
2. 貴社で、輸入し食品添加物製剤中に配合されている食品添加物原体

⑫及び⑬記入の留意点

1. 加工デンプンは、食品扱いのものが食品添加物として指定されましたが、記入するものは、[食品添加物]と表示されたものに限りません。食品扱いの加工デンプンは含みません。
2. 製造、あるいは輸入を他社に委託している場合には、その委託先に対して調査票が発送されていないことがありますので、貴社分と合わせてご記入下さい。

⑭合計：⑫と⑬の合計は自動計算されますので記入は不要です。

⑮国内食品向け出荷量：

貴社の数量（〔食品添加物〕の文字が表示されて出荷されたもの）のうち、国内で実際に食品の製造、加工、保存などに使用されていると見込まれる概数を記入して下さい。自社の食品への使用量も含めて下さい。

なお、販売先が食品添加物製剤を製造するために出荷された場合も「国内食品向け出荷量」の使用量に含めて下さい。

記入にあたっては、下記の注）も確認して下さい。

注）１．輸出量は、差し引いて下さい。

注）２．食品向け使用とは、次亜塩素酸ソーダのように、食品の殺菌に使用したのちに５～６割が分解される場合でも、最初に使用された量を「食品への使用量」として下さい。即ち、食品に含まれたり、あるいは残留した量ではありません。

注）３．加工デンプンは、食品扱いのものが食品添加物として指定されましたが、記入するものは、〔食品添加物〕と表示されたものに限りません。食品扱いの加工デンプンは含みません。

⑯国内非食品向け出荷量：貴社の数量（〔食品添加物〕の文字が表示されて出荷されたもの）のうち、食品以外の用途に出荷された概数を記入して下さい。

⑰食添としての輸出量：貴社の数量（日本語の〔食品添加物〕の文字が表示されて出荷されたもの）のうち、外国へ輸出された概数を記入して下さい。なお、製剤にして輸出されている場合には、製剤中の当該食品添加物原体の正味の量を含めて記入して下さい。

輸出されていない場合には０（ゼロ）を、不明の場合には×印を付して下さい。

⑱合計：⑮と⑯と⑰の合計は自動計算されますので記入は不要です。

⑲備考：⑨で「購入し、製剤化/小分けのみ」に○をした場合は、購入している食品添加物の購入先を記入して下さい。

この他に、特記事項があれば記入下さい。

◇最後に⑭合計と⑱合計が一致するかご確認下さい。
（在庫などの関係で一致しない場合は⑲の備考欄にその旨記載して下さい。）

以上

ご協力ありがとうございます。以下の調査票 記入要領（補足）もご確認下さい。

調査票 記入要領(補足)

調査票記入対象・記入箇所

事業内容		調査票記入箇所
添加物原体/製剤の調達法 (製造/輸入/購入)	使用法 (自社/販売)	
添加物原体を国内製造 (自社製造、国内グループ会社製造、他社での委託製造を含む。日本の食品添加物規格に適合しない化学品(輸入品を含む)を精製等して規格適合品を製造する場合を含む。)	→ 自社製品(食品/添加物製剤)の製造に使用	⑫⑭⑮⑱
	→ 自社の別の添加物原体の製造に使用	※ 1
	→ 自社の非食品の製造に使用	⑯⑱
	→ 国内の食品製造業者、添加物製剤製造業者、食品添加物小分け製造業者へ販売	⑫⑭⑮⑱
	→ 国内の食品卸業者へ販売	⑫⑭⑮⑱
	→ 国内の食品ではない製品の製造業者へ販売	⑯⑱
	→ 非食品向けに販売する卸業者へ販売	⑯⑱
	→ 食品向けか非食品向けか不明の卸業者へ販売	⑫⑭⑮⑱
	→ 添加物原体を自社が輸出	⑫⑭⑰⑱
	→ 添加物原体を使用した自社製品を輸出	⑫⑭⑰⑱
	→ 添加物原体を輸出業者へ販売	⑫⑭⑰⑱
添加物原体を輸入 (海外グループ会社製造品の輸入、国内グループ会社による輸入、委託輸入を含む。日本の食品添加物規格に適合しない輸入品は含まない。)	→ 自社製品(食品/添加物製剤)の製造に使用	⑬⑭⑮⑱
	→ 自社の別の添加物原体の製造に使用	※ 1
	→ 自社の非食品の製造に使用	⑯⑱
	→ 食品製造業者、添加物製剤製造業者、食品添加物小分け製造業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 食品卸業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 食品ではない製品の製造業者へ販売	⑯⑱
	→ 非食品向けに販売する卸業者へ販売	⑯⑱
	→ 食品向けか非食品向けか不明の卸業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 輸入添加物原体を自社が再輸出	⑬⑭⑰⑱
	→ 輸入添加物原体を使用した自社製品を輸出	⑬⑭⑰⑱
	→ 輸入添加物原体を輸出業者へ販売	⑬⑭⑰⑱
添加物製剤を輸入 (海外グループ会社製造品の輸入、国内グループ会社による輸入、他社による委託輸入を含む。日本の食品添加物規格に適合しない輸入品は含まない。)	→ 自社の食品/添加物製剤の製造に使用	⑬⑭⑮⑱
	→ 自社の別の添加物原体の製造に使用	※ 1
	→ 自社の非食品の製造に使用	⑯⑱
	→ 食品製造業者、添加物製剤製造業者、食品添加物小分け製造業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 食品卸業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 食品ではない製品の製造業者へ販売	⑯⑱
	→ 非食品向けに販売する卸業者へ販売	⑯⑱
	→ 食品向けか非食品向けか不明の卸業者へ販売	⑬⑭⑮⑱
	→ 輸入添加物製剤を自社が再輸出	⑬⑭⑰⑱
	→ 輸入添加物製剤を使用した自社製品を輸出	⑬⑭⑰⑱

	→ 輸入添加物原体を輸出業者へ販売	⑬⑭⑰
国内企業より添加物原体を購入	→ 自社の食品/添加物製剤の製造に使用	※ 2
	→ 自社の別の添加物原体の製造に使用	※ 1
	→ 自社の非食品の製造に使用	※ 2
	→ 食品製造業者、添加物製剤製造業者、食品添加物小分け製造業者へ販売（転売）	※ 2
	→ 食品卸業者へ販売（転売）	※ 2
	→ 食品ではない製品の製造業者へ販売	※ 2
	→ 非食品向けに販売する卸業者へ販売	※ 2
	→ 食品向けか非食品向けか不明の卸業者へ販売	※ 2
	→ 外国へ輸出	※ 2
国内企業より添加物製剤を購入	→ 自社の食品/添加物製剤の製造に使用	記入不要
	→ 自社の別の添加物原体の製造に使用	※ 1
	→ 自社の非食品の製造に使用	記入不要
	→ 食品製造業者、添加物製剤製造業者、食品添加物小分け製造業者へ販売（転売）	記入不要
	→ 食品卸業者へ販売（転売）	記入不要
	→ 食品ではない製品の製造業者へ販売	記入不要
	→ 非食品向けに販売する卸業者へ販売	記入不要
	→ 食品向けか非食品向けか不明の卸業者へ販売	記入不要
	→ 外国へ輸出	記入不要

※ 1：当該食品添加物としての⑫～⑮の記入は不要であるが、当該添加物を原料として製造する別の添加物の欄に、⑩～⑭までを記入し、⑰に原料とした当該添加物の購入先/輸入業者名を記入（貴社の購入先/輸入業者に本調査の依頼がなされているか否かを確認するため）。

※ 2：⑫～⑮の記入は不要であるが、⑩、⑪を記入し、⑰に購入先/輸入業者名を記入（貴社の購入先/輸入業者に本調査の依頼がなされているか否かを確認するため）。

（用語の説明）

- ・添加物原体：日本で使用が認められている食品添加物原体（(1)公定書規格に適合する食品添加物、(2)既存添加物自主規格等に適合する既存添加物、(3)その他、天然香料・一般飲食物添加物）であって、「食品添加物」と表示して、出荷あるいは自家消費されたもの。医薬品規格適合品あるいは化成品規格適合品として製造/輸入されたものは含まない。
- ・添加物製剤：(1)2以上の食品添加物原体の混合物、(2)1以上の食品添加物原体と、食品素材及び/または水との混合物。
- ・自社：原則、連結子会社等グループ会社は自社に含まれる。ただし、グループ会社が、自社と分けて調査票に記入頂ける場合は、自社に含めず、他社として扱って頂いてもよいが、この場合、グループ内取引が、添加物原体の国内流通量の推計において、重複してカウントされない様留意頂く必要がある。
- ・他社：原則、連結子会社等グループ会社は他社に含まれない。ただし、グループ会社が、自社と分けて調査票に記入頂ける場合は、自社に含めず、他社として扱って頂いてもよいが、この場合、グループ内取引が、添加物原体の国内流通量の推計において、重複してカウントされない様留意頂く必要がある。

- ・ 輸入：国内企業（輸入業者、商社等）を介さない、外国からの直接購入（海外のグループ会社からの輸入を含む）。委託輸入を含む。
- ・ 購入：他社からの国内製造品・輸入品の調達。
- ・ 委託製造：契約等に基づき、自社製品（自社ブランド製品）を他社（受託者）にて製造している場合。
- ・ 委託輸入：契約等に基づき、他社（通関業者等「輸入（納税）申告書」における代理人等）に輸入を委託しているが、自社が輸入者（「輸入（納税）申告書」における輸入者）の場合。
- ・ 別の添加物原体の製造に使用：ある食品添加物より別の食品添加物を製造するケース、例えば、エンジュ抽出物（ルチン）より酵素処理ルチン、酵素分解ルチン、酵素処理イソクエルシトリン、クエルセチンを製造する、ステビア抽出物より α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビアを製造する、ヘスペリジンより酵素処理ヘスペリジンを製造する、ステビオール配糖体より α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビオール配糖体を製造する、ペクチンよりペクチン分解物を製造する、植物レシチン、卵黄レシチンより酵素処理レシチン、酵素分解レシチンを製造する、カンゾウ抽出物より酵素分解カンゾウを製造する等。
- ・ 製造量、輸入量：添加物原体としての数量。添加物製剤については、添加物製剤中に配合されている添加物原体の数量となる。